

公益財団法人 日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師規則

平成 22 年 4 月 1 日制定

平成 23 年 5 月 29 日一部改定

平成 25 年 7 月 1 日一部改定

平成 26 年 4 月 1 日一部改定

平成 28 年 9 月 1 日一部改定

平成 29 年 4 月 1 日一部改定

(制度の目的)

第 1 条 (公財) 日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師制度は、リウマチ性疾患のケアに関する優れた看護師を育成し、日本リウマチ財団登録医（以下「リウマチ財団登録医」という。）及び日本リウマチ財団登録薬剤師（以下、「リウマチ財団登録薬剤師」という。）等と連携・協働して医療技術の進歩と医療水準の向上を図り、系統的治療により、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(登録)

第 2 条 公益財団法人日本リウマチ財団（以下「財団」という。）は、前条の目的を達成するため、日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師（以下「リウマチケア看護師という。」の登録を行う。（欧文標記を "The Certified Nurse by Japan Rheumatism Foundation" とする。）

(リウマチケア看護師の資格)

第 3 条 リウマチケア看護師の登録は、関節リウマチ及び類似疾患並びに膠原病（以下「リウマチ性疾患」という。）について、別に定める「(公財)日本リウマチ財団リウマチケア看護師研修カリキュラム」（以下「カリキュラム」という）相当のケアの知識及び経験を有し、直近の 5 年間に於いて通算 3 年以上リウマチケアに従事している看護師であって、直近の 5 年間に於いて次の各号の要件を満たす者について行う。

- (1) リウマチ性疾患ケア指導患者名簿 20 例（関節リウマチ 3 例以上を含む）を有すること。
- (2) 前号のリウマチ性疾患ケア指導患者名簿のうち 10 例（前号に規定する関節リウマチ 3 例以上含む）について、リウマチ性疾患ケア指導記録の記載を有すること。
- (3) 財団が主催し又は認定するリウマチのケアに関するカリキュラムに相当する教育研修会（以下「教育研修会」という。）に出席し、20 単位以上を取得した証明書を有すること。上記 20 単位のうち 8 単位まではリウマチ財団登録医・リウマチケア看護師・リウマチ財団登録薬剤師が講師として実施するカリキュラムに則った院内研修（講義、技能・技術指導等）による単位で充てることができる。この単位認定等については別途定める指導者・受講者報告書に拠るところとする。

- (4) 治験コーディネーター（CRC）資格者等で、リウマチ性疾患の治験に参加した場合は、前号の単位の10単位に充てることとし、治験担当医師の署名による証明書を有すること。
 - (5) 財団の「災害時リウマチ患者支援事業実施要綱」等に基づき、災害発生時にリウマチ性疾患患者のケア指導に従事した場合（実地訓練を含む）は、第3号の単位の5単位に充てることとし、担当医師等の署名した従事記録書（実地訓練実施計画書）を有すること。
 - (6) リウマチケアに関する学術論文、あるいは学会、財団が主催・認定した教育研修会・研究会等での発表等がある場合、筆頭者の場合はそれぞれ5単位、3単位、共同研究者の場合は、それぞれ3単位、2単位を第1項第3号の単位に充てることとし、学術論文、学会・教育研修会等での発表等の写しを提出する。
 - (7) 上記（4）、（5）については直近5年間に、それぞれ1回のみを単位に充てることとする。
- 2 看護師の資格をもつ看護系教育機関の教員にあつては、直近5年間に於いて次の各号の要件を満たす者について行う。
 - (1) 第1項の第1号及び第2号の要件は、リウマチ性疾患の看護・ケアに関する講義、セミナー、演習、臨地実習等の指導をもって代えることができる。この場合は引き続き3年間の講義、セミナー、演習、臨地実習等の時間数の合計単位（学校教育による履修単位）を5単位でもって充てることとし、講義、実習等のシラバスの写しを提出する。
 - (2) 前項第3号、第5号、第6号及び第7号の規定は、看護師の資格をもつ看護系教育機関の教員にも適用する。
 - 3 保健所・市町村保健センター等に勤務する看護師にあつては、直近5年間に於いて次の各号の要件を満たす者について行う。
 - (1) 第1項の第1号及び第2号の要件は、リウマチ性疾患患者・家族への保健相談、保健指導（訪問指導を含む）、講演等をもって代えることができる。この場合はリウマチ性疾患患者・家族への保健相談、保健指導、講演等の20事例（関節リウマチ3事例以上を含む）の名簿を有し、そのうち10事例（上記名簿の関節リウマチ3事例以上を含む）の相談・指導記録・講演等を有すること。
 - (2) 第1項第3号、第5号、第6号及び第7号の規定は、保健所・市町村保健センター等に勤務する看護師にも適用する。

（資格審査及び登録）

第4条 リウマチケア看護師の資格審査（以下「審査」という。）は、毎年1回行う。

2 審査を受けようとする者は、次の各号の書類に審査料を添えて財団に提出するものとする。

- (1) リウマチケア看護師登録申請書
- (2) 履歴書

(3) 第3条第1項及び第2項並びに第3項の資格要件を満たす事を証する書類等

(4) リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会リウマチ専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医の推薦書（登録申請書の医師署名欄）

3 審査は、書類審査とする。

4 代表理事は、審査に合格した者をリウマチケア看護師名簿に登録し、登録証を交付する。登録証の交付を受ける者は、登録料を納付しなければならない。

（登録の有効期間）

第5条 リウマチケア看護師の登録は、登録の日から5年を経過したときは効力を失う。

ただし、登録資格の再審査を行うことにより効力を更新する。

（リウマチケア看護師資格の再審査）

第6条 リウマチケア看護師であって、直近5年間にリウマチケアの従事歴があり、リウマチ性疾患ケア指導患者名簿15例以上を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者は、リウマチケア看護師資格の再審査を受けることができるものとし、又、直近の5年間にリウマチケア従事歴がないが、将来リウマチケアに従事する意思のある者については、直近5年間に教育研修会へ出席し、20単位以上取得した証明書を有する者もリウマチケア看護師資格の再審査を受けることができるものとし、第3号から第7号の規定を適用する。

(1) 教育研修会において12単位以上を取得した者にあつては、直近5年間のリウマチ性疾患ケア指導患者名簿から作成された5例以上のリウマチ性疾患ケア指導記録（第3条第1項第1号に規定する関節リウマチ3例以上を含むものとする。）を有すること。

(2) 教育研修会において6単位以上を取得した者にあつては、直近5年間のリウマチ性疾患ケア指導患者名簿から作成された10例以上のリウマチ性疾患ケア指導記録（第3条第1項第1号に規定する関節リウマチ3例以上を含むものとする。）を有すること。

(3) 第3条第1項第3号のリウマチ財団登録医・リウマチケア看護師・リウマチ財団登録薬剤師による院内研修の場合の8単位については、資格の再審査においては6単位とし、その単位認定等については別途定める指導者・受講者の報告書に拠るところとする。

(4) 第3条第1項第4号のリウマチ性疾患への治験コーディネーター参加の場合の単位数10単位については、資格の再審査においては6単位とし、治験担当医師の署名による証明書を有すること。

(5) 第3条第1項第5号の災害発生時のリウマチ性疾患患者のケア指導に従事した場合（実地訓練を含む）の5単位については、資格の再審査においては3単位とし、担当医師等の署名した従事記録書（実地訓練実施計画書）を有すること。

(6) リウマチケアに関する学術論文、あるいは学会、財団が主催・認定した教育研修会・研究会等での発表等がある場合、筆頭者はそれぞれ5単位、3単位、共同研究者はそれぞれ3単位、2単位を充てることとし、学術論文、学会・教育研修会等での発表等の写

しを提出する。

(7) 上記(4)、(5)については直近5年間に、それぞれ1回のみを単位に充てることとする。

2 看護師の資格をもつ看護系教育機関の教員にあつては、次の要件を満たす者について行う。

(1) 第1項第1号及び第2号の要件は、リウマチ性疾患の看護・ケアに関する講義、セミナー、演習、臨地実習等の指導をもって代えることができる。この場合は引き続き5年間の講義、セミナー、演習、臨地実習等の時間数の合計単位を3単位でもって充てることとし、講義、実習等のシラバスの写しを提出する。

(2) 教育研修会に出席し、12単位以上を取得した証明書を有すること。

(3) 前項第3号、第5号、第6号及び第7号の規定は、看護師の資格をもつ看護系教育機関の教員にも適用する。

3 保健所・市町村保健センター等に勤務する看護師にあつては、直近5年間において次の各号の要件を満たす者について行う。

(1) 第1項の第1号及び第2号の要件は、リウマチ性疾患患者・家族への保健相談、保健指導（訪問指導を含む）、講演等をもって代えることができる。この場合はリウマチ性疾患患者・家族への保健相談、保健指導、講演等の15事例（関節リウマチ3事例以上を含む）の名簿を有し、そのうち10事例（前記名簿の関節リウマチ3事例以上を含む）の相談・指導記録・講演等を有すること。

(2) 教育研修会に出席し、12単位以上を取得した証明書を有すること。

(3) 第1項第3号、第5号、第6号及び第7号の規定は、保健所・市町村保健センター等に勤務する看護師にも適用する。

4 リウマチケア看護師の資格の再審査を受けようとする者は、次の各号の書類に登録更新料を添えて財団に提出するものとする。

(1) 登録資格更新申請書

(2) 第1項及び第2項並びに第3項の資格要件を満たす事を証する書類等

(3) **原則として**リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会リウマチ専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医の推薦書（登録資格更新申請書の医師署名欄）。**推薦書の取得が困難な場合はその理由書。**

5 第4条第1項、第3項及び第4項（同項後段の規定を除く。）の規定は、登録資格の再審査について準用する。

（登録資格の再審査の特例）

第7条 次に掲げる者は、前条第1項の規定に該当しない場合においても、リウマチケア看護師の資格の再審査を受けることができる。

(1) 登録の有効期間満了時において65歳以上であり、その時まで継続して6年以上リウマチケア看護師である者

(2) 登録の有効期間満了時まで継続して18年以上リウマチケア看護師である者

- 2 前条第4項第2号の規定は、前項に規定する者については適用しない。

(登録の取消)

第8条 リウマチケア看護師としてふさわしくない行為があったと認められるときは、代表理事はその者の登録を取り消すことができる。

- 2 代表理事は、前項の規定により登録を取消そうとするときには、リウマチ専門職委員会の意見を聞かなければならない。

附則

- 1 この規則は、平成22年4月1日より施行する。
- 2 この規則は、平成23年5月29日に一部を改定する。
- 3 この規則は、平成25年7月1日に一部を改定する。
- 4 規則第3条第1項第3号に規定するリウマチ財団登録薬剤師の院内研修については、リウマチ財団登録薬剤師の最初の登録日から効力を発するものとする。
- 5 この規則は、平成26年4月1日に一部を改定する。
- 6 規則第5条の登録の有効期間の改正については、平成25年11月1日に遡及して適用することとし、平成23年度及び平成24年度の新規登録者については、登録の有効期間を3年から5年に延長する。但し、改正後の新カリキュラム相当のリウマチケアの知識及び経験を有することを条件とする。
- 7 この規則は、平成28年9月1日に一部を改定する。
- 8 この規則は、平成29年4月1日に一部を改定する。
- 9 規則第6条第4項第3号の改正については、平成28年8月1日に遡及して適用することとする。

(公財) 日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師規則施行細則

平成 22 年 4 月 1 日制定

平成 23 年 5 月 29 日一部改定

平成 25 年 7 月 1 日一部改定

平成 28 年 9 月 1 日一部改定

(登録の申請)

第 1 条 リウマチケア看護師の登録の申請受付期間は、毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までとする。

2 規則第 4 条第 2 項第 1 号の申請書には、看護師免許証の写しを添えなければならない。

(審査料等)

第 2 条 規則第 4 条第 2 項の審査料は、1 万円とする。

2 規則第 4 条第 4 項の登録料は、5 千円とする。

3 規則第 6 条第 4 項の登録更新料は、1 万円とする。

4 納付された審査料、登録料又は登録更新料は、返却しない。

(審査結果の通知)

第 3 条 代表理事は審査結果を申請者に通知する。

(海外留学、出産・育児等の場合の申請特例)

第 4 条 リウマチケア看護師であって、海外留学、出産（産休）・育児（育休）等の理由により、第 1 条第 1 項に規定する期間に申請を行うことができない者は、あらかじめ申請受付期限の延期を求めることができる。この場合においては、当該申請を行うことができない事情を証する資料を提出しなければならない。

2 前項に規定する申請受付期限の延期が認められた者は、帰国等によりその事情が解消したときは、速やかに申請書を提出しなければならない。

附則

1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則は、平成 23 年 5 月 29 日に一部を改定する。

3 この細則は、平成 25 年 7 月 1 日に一部を改定する。

4 この細則は、平成 28 年 9 月 1 日に一部を改定する。